

## 第 125 回青森県都市計画審議会会議結果

1, 日時・場所 平成20年4月22日(火) 13:30 ~  
青森国際ホテル 萬葉の間

2, 出席者 (1) 委員

区分		氏名	役職	摘要
第1号	会長	山本 恭逸	青森公立大学教授	
	委員	松野 美智子	(社)青森県建築士会 常務理事	
	委員	前田 晶子	明の星短期大学教授	
	委員	石岡 千鶴子	青森県ビックウーマン	
	委員	古川 明信	地域計画(株)代表取締役	
	委員	田中 正子	(社)青森観光コンベンション協会	
第2号	委員	河副 英貴	青森財務事務所長	代理出席
	委員	宮坂 亘	東北農政局長	代理出席
	委員	久保田 勝	東北地方整備局長	代理出席
	委員	内藤 政彦	東北運輸局長	代理出席
	委員	石川 威一郎	青森県警察本部長	代理出席
第4号	委員	山内 和夫	青森県議会議員	
	委員	滝沢 求	青森県議会議員	
	委員	西谷 洌	青森県議会議員	
第5号	委員	川岸 一彦	青森県町村議会議長会会長	

(2) 事務局

幹事	都市計画課長	今 裕嗣
幹事	建築住宅課長	勝見 康生

- 3, 議題
- (1) 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置(青森県知事許可)について
- (2) 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置(青森県知事許可)について
- 議案第1号が十和田市、議案第2号が五戸町
- 4, 会議の概要
- 議案第1号及び議案第2号は、審議の結果適当と認定し青森県知事に答申することとした。
- 5, 会議録
- 会長並びに委員2名が署名する。

第 1 2 5 回  
青森県都市計画審議会  
議 事 録

平成 2 0 年 4 月 2 2 日 ( 火 )

日 時：平成20年4月22日（火） 午後1時30分から

場 所：青森国際ホテル 萬葉の間

出席者：会長 山本 恭逸  
委員 松野 美智子  
委員 前田 晶子  
委員 石岡 千鶴子  
委員 古川 明信  
委員 河副 英貴（代理：鈴木 昭博）  
委員 宮坂 亘（代理：栃沢 一成）  
委員 久保田 勝（代理：高橋 武美）  
委員 内藤 政彦（代理：大宮 勝）  
委員 石川 威一郎（代理：須藤 一邦）  
委員 山内 和夫  
委員 滝沢 求  
委員 西谷 洌  
委員 川岸 一彦 以上14名出席

案 件：議案第1号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の  
位置（青森県知事許可）について  
議案第2号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の  
位置（青森県知事許可）について

議案第1号が十和田市、議案第2号が五戸町。

(司会)

ただいまから、第125回青森県都市計画審議会を開会いたします。  
今年度はじめての審議会でございますので、第1号委員より第5号委員の皆様方をご紹介申し上げます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様方でございます。

会長の青森公立大学 やまもときょういつ 山本恭逸委員でございます。

社団法人青森県建築士会 まつのみちこ 松野美智子委員でございます。

明の星短期大学 まえだあきこ 前田晶子委員でございます。

青森グランドホテル みうらともえ 三浦智江委員でございます。本日は欠席されております。

青森県ビックウーマン いしおかちづこ 石岡千鶴子委員でございます。

地域計画株式会社 こがわあきのぶ 古川明信委員でございます。

弘前大学 うじいえよしひろ 氏家良博委員でございます。本日は欠席されております。

社団法人青森観光コンベンション協会 たなかまさこ 田中正子委員でございます。本日は欠席されております。

第2号委員は、関係行政機関の皆様方でございます。

このたび第2号委員の方は改選されております。

まず、前回から引き続き委員となられた方をご紹介いたします。

東北財務局青森財務事務所長 かわぞえひでき 河副英貴委員でございます。本日は代理として  
すずきあきひろ 鈴木昭博様が出席されております。

東北農政局長 みやさかわたる 宮坂 亘 委員でございます。本日は代理として とちさわかずなり 栃沢一成様が出席  
されております。

東北経済産業局長 あかつこういちろう 赤津光一郎委員でございます。本日は欠席されております。

東北地方整備局長 くぼたまさる 久保田勝委員でございます。本日は代理として青森河川国  
道事務所の たかはしたけ み 高橋武美様が出席されております。

東北運輸局長 ないとうまさひこ 内藤政彦委員でございます。本日は代理として おおみやまさる 大宮 勝 様が出席  
されております。

つぎに、今回新たに委員となられた方をご紹介いたします。

青森県警察本部長 いしかわ いちろう 石川威一郎委員でございます。本日は代理として すとうかずくに 須藤一邦  
様が出席されております。

第3号委員は、市町村長を代表する方でございます。

青森県市長会会長 <sup>さ さ き せいぞう</sup> 佐々木誠造委員でございます。本日は欠席されております。

第4号委員は、県議会の議員の皆様方でございます。

<sup>やまうちかずお</sup>  
山内和夫委員でございます。

<sup>たきさわもとめ</sup>  
滝沢求委員でございます。

<sup>にしやきよし</sup>  
西谷洌委員でございます。

第5号委員は、市町村の議会議長を代表する方でございます。

青森県町村議会議長会会長 <sup>かわぎしかずひこ</sup> 川岸一彦委員でございます。

以上委員をご紹介申し上げました。

本日の出席状況でございますが、委員19名のうち、14名が出席され出席者の総数が過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

つづきまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。前回から引き続き幹事であります

青森県県土整備部建築住宅課長の <sup>かつみやすお</sup> 勝見康生です。

次に、今回新たに就任いたしました

青森県県土整備部都市計画課長の <sup>こんひろつぐ</sup> 今裕嗣です。

本日は、青森県から付議された議案としまして「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（青森県知事許可）について」が2件ございます。議案第1号が十和田市、議案第2号が五戸町となっております。ご審議のほど宜しくお願い致します。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので山本議長、議事の進行をよろしく願います。

（議長）

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしく願います。

ここで慣例によりまして、私の方から議事録署名委員2名を指名させていただきます。石岡千鶴子委員と <sup>にしやきよし</sup> 西谷洌委員に願います。

それでは、議案の審議に入ります。

まず、議案第1号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（青森県知事許可）について」、ご審議をお願いいたします。

議案の内容について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) 建築住宅課

青森県県土整備部建築住宅課建築指導グループの木村と申します。よろしくお願いたします。

それでは、議案第1号建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置(青森県知事許可)についてご説明いたします。

まず、関係法令等について、本日、追加提出いたしました資料によりご説明いたします。

資料1をご覧ください。まず、建築基準法についてご説明いたします。建築基準法第51条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」と規定されております。そして、その他政令で定める処理施設として、建築基準法施行令第130条の2の2において規定されおり、同条第1項第2号イには制限を受ける産業廃棄物処理施設として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設が規定されております。

続いて資料2ですが、建築基準法第51条の手続きの流れを記したものです。この案件は、民間企業が建設し、運営する施設であり、恒久性の担保が難しいことなどの理由により、都市計画決定を行わないことから、建築基準法第51条の手続きに従い、本日の都市計画審議会への付議となりました。なお、この手続きとは別に右側となりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による設置許可があり、これについては所定の手続きを終え、3月27日付けで既に許可されております。また、左側ですが、今回の計画は造成を伴うことから、都市計画法第29条の規定による開発許可が必要となっており、申請がなされ、現在、別に審査しているところです。

次に資料3でございますが、その他の処理施設として制限を受ける建築基準法で規定しております産業廃棄物処理施設です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力等を示した表であります。この案件の処理能力は、右の欄

に記載しています数値となります。ご覧のとおり処理能力が汚泥の処理能力等において基準を超えていますので建築基準法第51条の規定する「その他の処理施設」となっております。

以上のことから、第1号議案につきましては、都市計画決定の予定のないその他の処理施設に該当するため、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき申請がなされましたことから、今回青森県都市計画審議会に付議いたしまして、都市計画上支障がないかについて、ご審議を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き、お手元の参考資料とパワーポイントを用いながらご説明いたします。

まず、許可申請の概要について説明いたします。参考資料の1ページをご覧ください。

申請者は、クリーン環境開発株式会社 代表取締役 <sup>まるいよりなり</sup>丸井理成です。申請地の地名地番は、十和田市大字伝法寺字金目3-2他8筆、敷地面積は、131,015.75㎡となっております。主な用途は、一般・産業廃棄物処理施設です。

参考資料の2ページをご覧ください。敷地の位置についてご説明いたします。申請地は赤で示しております。十和田の市街地の南側に位置し、十和田市役所からは南東約6kmで国道4号の東側約1.5kmに位置しています。周辺は雑木林や田が大半を占めております。また、既存施設が出来る前ですが、申請地周辺の航空写真はこのようになっております。赤線が申請地です。

参考資料の右上に配置図がありますのでご覧ください。赤の一点鎖線が敷地境界になります。現在、敷地内には、建築基準法第51条ただし書きの許可が不要な石膏ボード等の中間処理施設や管理事務所等があり、操業しております。青く塗ったものが既存の建物で3棟ございます。合計した延べ面積は1,015.84㎡です。今回申請のあった建築物は、赤く色を塗ったもので4棟あり、合計した延べ面積は2,698.90㎡です。既存と新築を合わせた延べ面積は、3,714.74㎡となります。今回、計画している建物の内で最も大きい焼却施設の立面図を配置図の下に示しています。

次に処理する廃棄物について、説明いたします。処理する主な廃棄物としましては、上十三及び三八地域からの感染性廃棄物、廃プラスチック類、汚泥などとなっております。

これが敷地の現況写真となっております。建築予定場所を南東側から写したものです。

施設の概要は以上のとおりですが、この施設が都市計画上支障がない事については「敷地の位置の妥当性」、「搬出入計画の妥当性」、「施設計画の妥当性」、

「環境計画の妥当性」の4点で評価しております。

まず、「敷地の位置の妥当性」についてです。この点が都市計画上支障がないかの根幹をなす部分であります。具体の判断としましては、敷地があります十和田都市計画区域のマスタープランである「十和田都市計画区域の整備、開発及び、保全の方針」に抵触しないか、また具体の用途地域、区画整理事業などの市街地開発事業、道路など都市施設等の都市計画に支障がないかという2点です。

マスタープランでは、用途地域や森林地域以外の、区域西部に広がる農地や三本木原の国営開墾事業が行われた優良な農地は今後も保全するとされていますが、当該地は農地でもなく、この方針には抵触いたしません。また、用途地域も指定されておらず、十和田市の市街地からも離れております。また、市街地開発事業、都市計画道路等の具体の都市計画にも支障がありません。なお、十和田市長より都市計画上支障がない旨の意見をいただいております。

都市計画図での位置はこのようになっており、用途が定められている地域からは約2.5kmとなっております。

続いて「搬出入計画の妥当性」について説明いたします。処理する廃棄物は、十和田市をはじめとする上十三地域や三八地域からとなり、搬出先は、三戸町にある最終処分場となります。そのため、主な搬出入路は敷地に接している市道羽立六日町線を通り、国道4号へ抜ける経路となります。具体的には、敷地の北側にある出入口より出て、住宅のある方向を避け、西側に曲がり、そのまま北上し、浄化センター前の市道を通り、国道4号へ出る計画となっておりますので、住宅街や交通量の多い道路は通りません。

敷地が接している市道の道路幅員は実測で7mですが、搬出入用の車両は大型、小型合わせて1日あたり21台であり、申請者が生活環境影響調査のために調査した結果においてはこの市道の1日あたりの交通量は2023台となっており、現在の交通量に対する影響は少なく、また、この市道は見通しもよいことから、車両の通行に支障はないと判断いたしました。

敷地が接している市道は、このようになっております。この市道はすぐにこのような市道に接続しております。

次に「施設計画の妥当性」についてですが、敷地面積は、131,015.75㎡あります。

既存の建物としまして、管理事務室、石膏ボード処理施設、汚泥処理施設の3棟あります。これらの延べ面積の合計は1,015.84㎡です。そして、今回新たに増える建物は、4棟ありまして、図面上側より鉄骨造平屋建の分別ヤード、鉄骨造2階建の焼却施設、鉄骨造平家建の燃え殻置場、鉄筋コンクリート造平家建の送風機建屋で、延べ面積の合計は2,698.90㎡です。既



存と新築を合わせた延べ面積は、3,714.74㎡となります。敷地面積に対する延べ面積の割合である容積率は、2.8%でこの地域の限度である200%を下回っております。また、建築面積は既存と計画の建物を合わせ、3,495.65㎡ありまして、敷地面積に対する建築面積の割合である建ぺい率は、2.7%でこの地域の限度である70%を下回っております。

緑地部分の面積は、敷地の80%余りを占める105,373.55㎡となっています。

駐車場は、管理事務所の手前に従業員の通勤用が20台、作業車両の待機用として3台の大型車用の区画を計画しています。

敷地内の排水処理につきましては、敷地内の雨水は洪水調整池に集められ、敷地外の水路に放流されます。水路の放流につきましては、管理者である十和田市より同意を得ております。従業員のトイレ等の汚水等については、合併処理浄化槽で処理されます。また、焼却炉からの排水はありませんが、焼却炉の冷却水や炉周辺敷地の雨水、車両の洗車からの排水については側溝等で集められた後、焼却炉内に噴霧されて処理されます。

次に焼却炉等の計画について、説明いたします。焼却炉はキルン式のものを1基設置いたします。温度を変えることで焼却モードと焼成モードに切り替わるもので、焼却モードで1日あたり78t、1時間あたり3,250kg、また、焼成モードでは1日あたり90t、1時間あたり3,750kgの処理能力があります。

敷地内に入った車両は、このような経路で直接、焼却施設の中に入り、シャッターを閉じた後、積んできた廃棄物はこのピットに投入いたします。その後、内部のクレーンで焼却炉に運ばれ、焼却されます。焼却灰については、焼成処理に廻され、路盤材等にリサイクルされます。飛ばいは安定化処理された後、三戸町にある最終処分場へ搬出されます。

「環境計画の妥当性」についてですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による設置許可が、環境生活部環境政策課において、既に所定の手続きを終え、平成20年3月27日付け許可番号19-15-4にて許可されております。環境・公害対策の指針となるものは、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法、その他各法による規制基準、環境保全関連条例による規制基準などがあり、これらの基準が守られていることを当課においても確認しておりますが、簡単に説明いたします。

まず、大気汚染についてですが、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子物質、塩化水素、ダイオキシン類については、全て環境基準に適合する計画となっております。

また、悪臭については、申請地は悪臭規制地域になっておりますが、環境基準に適合する計画となっております。

次に水質汚濁についてですが、焼却炉からは排水はありませんが、焼却炉の冷却水や炉周辺敷地の雨水、車両の洗車からの排水については側溝等で集められた後、焼却炉内に噴霧され処理されます。その他の敷地の雨水につきましては、調整池に集められ、敷地外の水路に放流されます。また、トイレ等の污水等は、合併処理浄化槽で処理されます。

次に騒音についてですが、申請地は騒音規制地域外となり、規制は受けません。規制を受ける場合にはその規制値は、特定工場等については、第1種から第4種区域の4段階の規制があり、当該施設稼働による騒音については、最も厳しい低層住宅専用地域である第1種区域の規制値を下回っております。また、車両による騒音も規制を受ける場合には規制値は3段階となっておりますが、当該計画での車両による騒音は現在と同等の予測がなされておりますが、これは2車線以上道路に面する住宅地の規制値内となっております。なお、住宅近くでは搬出入車両の速度を抑える等出来る限り騒音を抑える計画となっております。

同じく振動についても、申請地は振動規制地域外となり、規制は受けません。規制を受ける場合には、住居系地域と商業・工業系の地域の2段階の規制区域がありますが、当該計画では住居系地域に設定されている第1種区域での規制値を下回る予測がなされております。

以上のように、当該施設の計画については、位置、搬出入計画、施設計画、環境計画の妥当性を評価したところ、県といたしましては問題がないと認められるため、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁である青森県が青森県都市計画審議会の議を経て建築を許可しようとするものであります。

なお、当該案件は一般廃棄物処理施設にも該当することから、本日の都市計画審議会に先立ち、昨日、十和田市都市計画審議会に付議し、都市計画上支障ないとの結果となりました。

以上をもちまして、議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(石岡委員)

環境問題についてですが、水質・ダイオキシンに関して長期にわたり影響を受けることに対するチェック機能はどのように考えているのでしょうか。

また、近くの柳町という町内と700mとかなり近い距離にあるのですが、近隣の住民から建築してから苦情や反対運動があった場合の対応についてお伺いします。

(事務局)環境政策課

チェック機能につきましては、県では、施設が建設された時点で廃棄物処理法に基づきまして使用前検査を行います。使用前検査によりまして施設が申請に適合しているのか確認をします。その後施設が稼働してから、毎年1回以上立ち入り検査を行いまして、その施設の燃焼温度・冷却後の排ガス温度・一酸化炭素濃度など、これらの状況ならびに記録を検査することとしております。その他、ばい塵・燃え殻の保管状況などが法令に基づきます維持管理基準・処分基準、これらに適合しているか確認することとしています。また、排ガス等につきましては県独自に行政検査などを行い事業者により施設の維持管理が適正に行われるよう指導に万全を期することとしています。

又、生活環境影響については、施設の設置許可申請にあたりまして、法律で生活環境影響調査書を添付することとなっています。生活環境影響調査には廃棄物処理法に基づきまして大気・水質・騒音・振動・悪臭などにつきまして、まず1点がバックグラウンドを把握する。2点目が処理施設設置によりまして予測される変化の程度、3点目としまして、その影響の程度を分析した結果が記載されております。現況につきましては最寄りの気象観測所、県が設置している大気汚染の測定局のデータに加え事業者が実施した現地調査により得られたデータにより現況を把握しております。予測される変化の程度につきましては、焼却炉の構造に基づきまして計算された排ガス濃度などを用い、拡散式により周辺の環境の影響を予測しております。その結果、最大と予測される地点、さらには最寄りの人家におきましても環境基準を下回っております。

住民の方々に対する質問については事業者が説明会を8回開催してありまして地元の羽立町会その他、六戸町の住民の方にも声がけをし、説明会を開催していると聞いております。この中で事業計画、住民からの質問事項、反対意見に対し説明をおこなっているところがございます。この説明に当たりましては、県の方でも地域の住民の方々の理解を得るよう事業者に指導し、事業者も県の指導に沿う形で説明会を鋭意進めております。設置許可に当たりましては、県はこれまでも住民の方々とは話し合いを継続するほか、十分な情報公開に努めるよう指導しております。

(石岡委員)

年1回検査されるということですが、事前通告の検査になるのか、それとも、抜き打ち的な検査なのか、また得られた情報は数値とも公開することとなるのでしょうか。

(事務局)環境政策課

基本は抜き打ちで行うこととしております。法律では、事業者側が維持管理に関するデータを公表することとなっておりますので、住民の方々は事業者に対してデータを開示するよう求めることが出来ることとなっております。

(石岡会員)

異常があった場合や様々な違反をしてペナルティという場合も考えられますが、その場合、これは県の方の責任問題になるのか、市の十和田市になるのか、色々問題が発生した場合の責任所在はどちらの方になるのでしょうか。

(事務局)環境政策課

県におきましても廃棄物処理法に基づく維持管理が適正に行われるように指導しておりますし、今後ともすることとしております。指導に基づき事業者が責任を持って施設を運営するものと考えております。

(石岡委員)

産業廃棄物処分施設に関しましては、様々なところで問題が発生しておりますが、その際、県は許可したが委託は市なのでということで責任所在が曖昧になっている問題がおきてきておりますので、その所は今明確に、県は許可したが、今後の発生した問題について県なり市だという方向を明確にした方がいいと思いますが、このことについてもう一度お願いします。

(事務局)環境政策課

施設の運営につきましては先ほど申し上げましたとおり、事業者が責任を持って運営するというところでございます。県では事業者が運営する施設の維持管理が法律に適合するかどうかを厳しく指導しているところでございます。また、許可に当たりまして、県では事業者に対しまして情報公開を十分行うように強く指導してございます。また、このような指導に対しまして事業者が確実に応じ、住民の方々のいっそうの理解が深まるよう、県では十和田市あるいは住民団体の方から公害防止協定の締結の要請があった場合は適切に対応するよう事業者の方に指導しているところでございます。

(山内委員)

このような施設は地域の理解と協力が大事だと思いますが、地元で反対運動が起きているということが新聞で取り上げられていましたが、県の説明を聞くと、事業者が説明会を8回開催し、事業者が反対者に説明をしている。事業者の説明会を今後も開いて反対者の意見を聞いていくということで説明がありましたが、このことについて反対運動があっても事業者が今後も説明会を開いて理解を得られるよう努力しているという現状なのか、地域の理解が得られない場合でも許可をし、施設の建設が進んでいくということなのかお伺いします。

(事務局)環境政策課

県では、平成18年12月に事業者の方から施設の設置許可申請が提出されまして廃棄物処理法の規定に基づきまして、設置許可申請書、生活環境影響調査書を一般公衆への縦覧に供してございます。地域住民から御意見を頂いたほか廃棄物処理法に基づきまして地元の十和田市長及び専門知識を有する方々から意見を頂いております。今回の設置許可の申請につきましては、設置・維持管理に関する計画、申請者の能力など、廃棄物処理法に基づく許可基準を満たしていること、又、意見を求めた十和田市長・専門家の方々から生活環境の保全に関して意見がなかったこと。又、廃棄物処理法の許可基準には地域の同意というものは含まれておりませんが、県では事業者に対しまして地域の住民に対して説明及び情報開示を行うよう指導しております。事業者は県の指導に沿う形で住民の方々に事業計画、住民の方々から頂いた反対意見、質問事項に関して説明を行ってきたということから許可をするに至ったものであります。

今回の設置許可に当たりましては、事業者に対しまして地元自治体、地域の住民団体から公害防止協定の締結要請があった場合は、これに適切に対応していただきたい。また、今後とも地域住民との話し合いを継続していただきたい。十分な情報公開に努めていただきたい。ということ強く指導しております。このような指導に対しまして事業者が確実に応じ地域住民のいっそうの理解が十分得られるよう県では地元の十和田市、事業者を交えた協議の場を設けながら引き続き事業者に対しまして指導を続けることとしております。

(山内委員)

結論としては、この事業を設置するにあたっては基準を満たしている。そして許可をする基準には、反対意見があっても設置許可の基準に含まれていないので、許可には反対意見は関係が無く、事業者が反対者に積極的に説明をしていけばよいと考えているという理解をして宜しいでしょうか。

(事務局) 環境政策課

設置許可の基準には地域住民の同意は含まれておりませんが、県としまして、山内委員ご指摘のとおり、地域住民の方々の理解が今後の施設運営にも必要と考えておりますので、引き続き事業者には地域住民の方々に適切に御説明するように県としても強く指導していきたいと考えております。

(議長)

他にご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決定することといたします。

次に議案第2号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置(青森県知事許可)について」ご審議をお願い致します。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

(滝沢委員退席)

(事務局) 建築住宅課

続きまして、議案第2号建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置(青森県知事許可)についてご説明いたします。

第1号議案と同じく、建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてですので、関係法令等につきましては、第1号議案と同じですので説明を省略させていただきます。この案件につきましても民間会社が建設し、運営する施設であり、恒久性の担保が難しいことなどの理由により、都市計画決定を行わないことから、建築基準法第51条の手続きに従い、本日の都市計画審議会への付議となりました。

次に資料4でございますが、その他の処理施設として建築基準法で規定しております産業廃棄物処理施設であります廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力等を示した表であります。この案件の処理能力は、右の欄に記載しています数値となります。ご覧のとおり処理能力が汚泥の処理能力等において基

準を超えていますので建築基準法第51条の規定する「その他の処理施設」となっております。

以上のことから、第2号議案につきましては、都市計画決定の予定のないその他の処理施設に該当するため、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき申請がなされましたことから、今回青森県都市計画審議会に付議いたしまして、都市計画上支障がないかについて、ご審議を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、お手元の参考資料とパワーポイントを用いながらご説明いたします。

まず、許可申請の概要について説明いたします。参考資料の1ページをご覧ください。

申請者は、有限会社ソフトインライフ五戸 代表取締役 <sup>ふじしろよしき</sup> 藤代芳樹です。申請地の地名地番は、三戸郡五戸町字応田13の1他3筆、敷地面積は、9,504.10㎡となっております。主要な用途は、産業廃棄物処理施設です。

参考資料の4ページをご覧ください。敷地の位置についてご説明いたします。申請地は赤で示しております。申請地は区域区分非設定の都市計画区域となっておりますが、用途地域の設定がなされておられません。五戸町の北側に位置し、五戸役場からは北西に約2kmで国道4号の東側約1kmに位置しています。周辺は雑木林や畑と付近にはコンクリート工場と木材加工工場があります。また、申請地周辺の航空写真はこのようになっております。赤線が申請地です。

参考資料の3ページの右上に配置図がありますのでご覧ください。現在、敷地内には、管理型最終処分場と現在休業中ですが、焼却施設があります。赤の一点鎖線が敷地境界になります。今回申請のあった建築物は、赤く色を塗ったもので4棟あります。図面右側より本館棟、ストックヤード1、ストックヤード2、管理棟の4棟で、合計した延べ面積は1,238.54㎡です。なお、既存の建物は全て解体した後、申請の4棟を新たに建てる計画となっております。今回、計画している建物の内で最も大きい焼却施設の立面図を配置図の下に示しています。

次に処理する廃棄物について、説明いたします。処理する主な廃棄物としては、三八地域からの感染性産業廃棄物、廃プラスチック類、汚泥などとなっております。

これが敷地の現況写真となっており、建築予定場所を西側から写したものです。(現況写真)

施設の概要は以上のとおりですが、この施設が都市計画上支障がないかについては「敷地の位置の妥当性」、「搬出入計画の妥当性」、「施設計画の妥当性」、

「環境計画の妥当性」の4点で評価しております。

まず、「敷地の位置の妥当性」についてです。この点が都市計画上支障がないかの根幹をなす部分であります。具体の判断としましては、敷地があります五戸都市計画区域のマスタープランである「五戸都市計画区域の整備、開発及び、保全の方針」に抵触しないか、また具体の用途地域、区画整理事業などの市街地開発事業、道路など都市施設等の都市計画に支障がないかという2点です。

マスタープランでは、用途地域や森林地域以外の、区域南北部に広がる農地や丘陵地の樹林地は今後も保全するとされていますが、当該地は農地等ではなく、この方針には抵触いたしません。また、用途地域も指定されておらず、五戸町の市街地からも離れております。また、市街地開発事業、都市計画道路等の具体の都市計画にも支障がありません。なお、五戸町長より都市計画上支障がない旨の意見をいただいております。

都市計画図での位置はこのようになっており、用途が定められている地域からは約1.5kmとなっております。

続いて「搬出入計画の妥当性」について説明いたします。この処理場で処理する廃棄物は、八戸市をはじめとする三八地域より搬入し、三戸町にある最終処分場へ搬出しますので、主な搬出入路は敷地に接している町道根岸岡谷地線（ねぎし おかやち）を通り、国道4号へ抜ける経路となります。具体的には、敷地の出入口より出て、西方向にまっすぐ行くと、国道4号へ出る計画となっておりますので、住宅街や交通量の多い道路は通りません。

敷地が接している町道の道路幅員は7mですが、搬出入用の車両は大型、小型合わせて1日あたり22台であり、申請者が生活環境影響調査のために調査した結果においてはこの市道の1日あたりの交通量は459台となっており、現在の交通量に対する影響は少なく、また、この町道は見通しもよいことから、車両の通行に支障はないと判断いたしました。

敷地が直接、接している町道は、このようになっております。（写真）

次に「施設計画の妥当性」についてですが、敷地面積は、9,504.10㎡あり、今回計画している建物は、4棟ありまして、図面右側より鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建の本館棟、鉄骨造2階建のストックヤード1、鉄筋コンクリート造平家建のストックヤード2、鉄骨造2階建の管理棟で、延べ面積の合計は1,238.54㎡となり、敷地面積に対する延べ面積の割合である容積率は、13.0%でこの地域の限度である200%を下回っております。また、建築面積は4棟合わせ、705.96㎡で、敷地面積に対する建築面積の割合である建ぺい率は、7.4%でこの地域の限度である70%を下回っております。

緑地部分の面積は、この2箇所310.94㎡あり、敷地全体の3.3%



となっています。

駐車場は、管理事務所やストックヤードの奥に通勤車両等の小型車用が11台、大型車用の区画は入ってきた車両は速やかに出て行く計画としていることから特に設けていませんが、十分な滞留区間はあります。

敷地内の排水につきましては、焼却炉からの排水はありませんが、ストックヤード等に溜まった雨水はタンクに集められ、搬出され場外の処分場にて処理されます。敷地内の雨水は側溝により隣接する申請者管理の既存処分場の調整池と流され、従業員のトイレ等の汚水等については、合併処理浄化槽で処理されます。

次に焼却炉等の計画について、説明いたします。焼却炉はバッチカル炉とロータリーキルン炉をそれぞれ1基設置いたします。バッチカル炉は1日あたり40t、ロータリーキルン炉は1日あたり50t、2つの炉を合わせ1日あたり90t、1時間あたり3,750kgの焼却処理能力があります。また、どちらの炉でも計画されている全ての廃棄物は焼却できますが、発熱量の高いものはバッチカル炉、発熱量の低いものはキルン炉で優先的に焼却する計画となっております。

敷地内に入った車両は、このような経路で、屋外で保管しても支障のないものは一時的にストックヤード1に保管され、その他のものは本館棟のピットに投入され、シャッターが閉じられた後、内部のクレーンで焼却炉に運ばれ、焼却されます。焼却灰、飛ばいについては、安定化処理された後、三戸町にある最終処分場にて処分されます。

「環境計画の妥当性」についてですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による設置許可が、環境生活部環境政策課において、既に所定の手続きを終え、平成20年3月17日付け許可番号19-15-3にて許可されております。環境・公害対策の指針となるものは、環境基本法に基づく都道府県公害防止計画及び大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法、その他各法による規制基準、環境保全関連条例による規制基準などがあり、これらの基準が守られていることを当課においても確認しておりますが、簡単に説明いたします。

まず、大気汚染についてですが、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子物質、塩化水素、ダイオキシン類については、全て環境基準に適合する計画がなされております。

また、悪臭については、申請地は悪臭規制地域になっておりますが、環境基準に適合する計画となっております。

次に水質汚濁についてですが、焼却炉より排水は出ませんので、敷地内の雨水や雑排水の処理について説明いたします。トイレ等の汚水等の排水について

は、合併処理浄化槽で処理されます。ストックヤードの雨水はタンクに集められ、搬出され場外の処分場にて処理されます。敷地内の雨水につきましては側溝により隣接する申請者管理の処分場にある調整池に接続する計画となっております。

次に騒音についてですが、申請地は騒音規制地域外となり、規制は受けませんが、施設稼働による騒音については、住宅に一番近い点では当該申請地の現況に最も近いと思われる工業系地域の規制より低い商業系地域の規制である第3種区域の規制値を下回っております。また、車両による騒音は現在と同等の予測がなされており、これはもっとも規制が厳しい1車線の道路に面する住宅地の規制値を下回る数値となっております。なお、住宅近くでは搬出入車両の速度を抑える等出来る限り騒音を抑える計画となっております。

同じく振動についても、申請地は振動規制地域外となり、規制は受けませんが、住居系地域に設定されている第1種区域での規制値を下回る予測がなされています。

以上のように、当該施設の計画については、位置、搬出入計画、施設計画、環境計画の妥当性を評価したところ、県といたしましては問題がないと認められるため、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁である青森県が青森県都市計画審議会の議を経て建築を許可しようとするものであります。

以上をもちまして、議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

ただいま説明のありました議案第2号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(宮坂委員代理 栢沢氏)

各種法令の基準を満たしているということで今回審議するということですが、排水先については調整池を介して河川という形になると思いますが、その下流域には水田、上水の取水している水源地等あるかどうか分かりませんが、いずれ農地・水田があるわけですので、下流域に与える影響ということで定期的な水質検査という部分は、事業者あるいは県も1ヶ月ごとにおこなわれると1号議案の中でもありましたけれども、検査を定期的におこなうよう県としても事業者あるいは市の方へ強く指導頂きたいと思っております。

(事務局) 建築住宅課

排水先につきましては、後背地が最終処分場となっておりますので最終処分場に流して蒸発させる計画ですので、下流域というものは存在しないという計画となっております。

(宮坂委員代理 栃沢氏)

蒸発されるということですが、常時は問題ないと思いますが、異常時の台風や大雨の時などは調整池から溢れて下流域に流れるということも考えられますのでその点に関して留意しなければならないと思いますのでご意見として述べさせていただきました。

(事務局) 建築住宅課

降る雨の量によると思いますが、ご指摘の点については留意して地元町村の方に注意喚起していきたいと考えております。

(石岡委員)

設置許可の審査に関するものなので趣旨とは違うとは思いますが参考までにお伺いします。1日の台数が459台ということで少なからず多いなと思いますが、ここに隣接する出入口が町道であるという事から、もしこの道路を補修する際は町の負担なのか教えていただきたいと思います。

(事務局) 建築住宅課

国道からこの施設までの間は五戸町の道路でございますので、町の方で補修ということになると思います。

(議長)

2号議案につきましても位置、搬出入計画、施設計画、環境計画の4つの点での妥当性を評価したところ、県の説明では問題なしということでした。

他にご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第2号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第2号については原案どおり決定することといたします。

しかし、1号議案、2号議案共に問題ないということですが、先ほど山内委員からの質問でもありましたように、事業者と地域住民との関係をスムーズに作っていくということが、この事業を円滑に進める重要なポイントであると思いますので、この点につきましては、引き続き県の方でも指導されるようにしてはいかかかなと思いますが、他の委員も同意見であれば審議会の意見として県に対して、地域住民との関係について円滑な関係を作るようにということについて県の役割として、これからも事業者に指導していただきたいと思いますがいかがでしょうか

(各委員)

異議無し

(議長)

それでは申し上げたとおり、特に都市計画審議会の審議としては異議があるということではありませんが、この環境問題は青森県としても大事な問題でありますので、引き続き事業者と地域住民との円滑な関係が出来るように、引き続き県でも指導されるようお願いしたいと思います。

以上もちまして、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し、「原案のとおり議決された」旨答申することといたします。

これもちまして、本日の予定は終了いたしました。進行を司会にお返しいたします。

(司会)

これもちまして、第125回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

この議事録が、審議の内容と相違ないものと認め、署名押印する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署 名 者 \_\_\_\_\_ 印

署 名 者 \_\_\_\_\_ 印